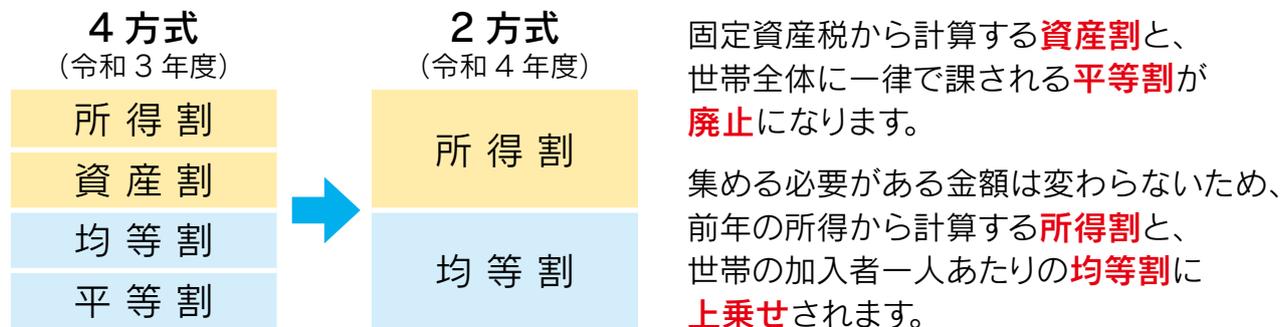


# 国民健康保険にご加入の方へ 国保税の賦課方式が変わります

茨城県では、県内の保険料水準の統一（県内どこに住んでいても同じ所得なら同じ保険税）に向けて検討を行っており、その取組の第一歩として賦課方式の2方式化を進めています。

坂東市ではこれを受け、次のとおり、令和4年度から国民健康保険税の賦課方式を4方式から2方式に変更しました。



そのため、4方式（令和3年度）を採用していた坂東市では、令和3年度と比較して、税額が上がる世帯と下がる世帯があります。ご理解とご協力をお願いします。

## 税率の比較

	基礎課税額		後期高齢者支援金分		介護納付金分 <sup>(※)</sup>	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
所得割	6.2%	6.5%	2.2%	2.7%	1.2%	2.5%
資産割	20.0%	廃止	6.0%	廃止	5.0%	廃止
均等割	25,000円	35,000円	7,000円	16,000円	9,000円	16,000円
平等割	18,000円	廃止	5,000円	廃止	3,000円	廃止

国保税は、世帯ごとに計算され、世帯主の方に一括で賦課されます。また、世帯の所得などに応じて、金額が軽減される場合があります。

※介護納付金分は、介護保険の2号被保険者（40歳から64歳まで）のみ加算されます。

## 18歳以下の方は、均等割が半額になります（子育て支援）

国の方針により、**6歳以下の未就学児は均等割が全国で半額**に軽減されます。また、**坂東市独自の政策で、令和4年度の7歳から18歳（高校3年生相当）までの均等割も半額**になります。

※坂東市の場合0歳から18歳までの方の均等割：51,000円 → 25,500円

## モデルケースによる税額の比較（令和3年度→4年度）

<b>① 65歳1人</b> 所得0円、固定資産税0円 16,500円 → 15,300円	<b>② 50歳夫婦2人</b> 所得200万円、固定資産税10万円 289,600円 → 317,500円	<b>③ 35歳夫婦2人、小学生2人</b> 所得300万円、固定資産税なし （18歳以下均等割軽減適用） 366,800円 → 389,300円
---	--	--

※所得からは基礎控除の43万円が除かれます。

問 保険年金課 ☎ 0297(21)2187